

長崎県立大学情報データベースシステム管理細則

〔平成 25 年 4 月 1 日〕
細 則 第 5 号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県立大学情報データベースシステム管理規程（平成 25 年規程第 13 号。以下「データベース規程」という。）の規定に基づき、大学情報データベースシステムの管理、運用、手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、データベース規程における用語の定義に従う。

(システムの管理及び運用)

第3条 全学管理責任者及び部局管理責任者は、システムの管理及び運用に当たっては、長崎県公立大学法人情報セキュリティポリシー（平成 25 年規程第 12 号）に準拠し、不正アクセスの防止その他の必要なセキュリティ対策を講じるものとする。

2 システムに蓄積されたデータの保護、維持管理、提供、バックアップ、システムに係るアカウントの管理、データ活用の支援及びその他システム運用の業務については、企画広報課が行うものとする。

(全学基礎データ及び教員等基礎データの入力等)

第4条 全学基礎データの入力及び更新は、各部局等が行うものとする。

2 教員等基礎データの入力及び更新は、各教員等が行うものとする。

3 全学基礎データは、毎年 5 月 1 日に確定させるものとする。

4 教員等基礎データは、毎年 3 月末に確定させるものとする。

(全学基礎データ及び教員等基礎データの点検等)

第5条 前条の規定により確定した全学基礎データ及び教員等基礎データは、当該部局等が点検を行ったうえで登録するものとする。

2 登録された全学基礎データに明白な誤りがある場合は、当該部局等が修正を行うものとする。

3 登録された教員等基礎データに軽微な誤りがある場合は、入力した教員等の承諾の下に当該部局等が修正を行うものとする。

(評価基礎データの点検等)

第6条 評価基礎データは、企画広報課が点検及び集計を行うものとする。

(データの入力権限等の付与)

第7条 全学管理責任者は、別表に定める者にデータの入力権限等を付与するものとする。

2 部局管理責任者は、部局運用責任者又は当該部局等の職員にデータの入力権限等を付与する必要がある場合又は付与された者を変更する必要がある場合は、付与又は変更を希望する

者の氏名等を記載した「データ入力権限等（付与・変更）申請書」（様式第1号）を全学管理責任者に提出し、承認を受けるものとする。

- 3 全学管理責任者は、部局管理責任者から提出された、前項に定める利用承認申請について承認する場合は、「データ入力権限等（付与・変更）通知書」（様式第2号）を交付するものとする。

（データの利用手続等）

第8条 部局等においてデータベース規程第9条に規定する目的でデータを利用する場合は、部局管理責任者は、利用目的等を記載した「データ利用承認申請書」（様式第3号）を全学管理責任者に提出し、承認を受けるものとする。

- 2 全学管理責任者は、部局管理責任者から提出された、前項に定めるデータ利用承認申請について承認する場合は、「データ利用決定通知書」（様式第4号）を交付するものとする。
- 3 部局管理責任者は、他の部局等に係る全学基礎データを利用しようとする場合は、事前に当該部局管理責任者の承認を受けるものとする。

（離職教員等のデータの取扱い）

第9条 定年、辞職等により本学を離職した教員等のデータは、在職者の教員等基礎データと区別した上で、保存するものとする。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

1 全学基礎データ

被付与者／権限	入力及び更新	閲覧	利用	備考
全学管理責任者		○	○	
副学長		○		
理事		○		
監事		○		
全学運用管理者		○	○	
事務局長		○		
部局管理責任者	○	○	○	当該部局限定
部局運用責任者	○	○	○	当該部局限定
企画広報課員		○	○	

2 教員等基礎データ

被付与者／権限	入力及び更新	閲覧	利用	備考
全学管理責任者		○	○	
副学長		○		
理事		○		
監事		○		
全学運用管理者		○	○	
事務局長		○		
部局管理責任者		○		当該部局限定
教員	○	○	○	当該教員限定
企画広報課員	○※	○	○	※は教員等の承認を要する

3 評価基礎データ

被付与者／権限	編集	閲覧	利用	備考
全学管理責任者		○	○	
副学長		○		
理事		○		
監事		○		
全学運用管理者		○	○	
事務局長		○		
部局管理責任者		○	○	当該部局限定
企画広報課員	○	○	○	

- (注) 1 入力及び更新権限とは、データの入力及び更新が可能である権限をいう。
 2 閲覧権限とは、データの閲覧のみが可能である権限をいう。
 3 利用権限とは、データの閲覧及びデータベース規程第9条に規定する目的で利用が可能である権限をいう。
 4 編集権限とは、入力されたデータを利用し評価用のデータに編集することが可能である権限をいう。